

野々市市土のう支給要領

制 定 令和2年1月21日 決裁

(目的)

第1条 この要領は、台風や大雨等による水防活動に備えるため、市内町内会等に対し、土のうを支給することについて、必要な事項を定め、出水期における地域の自助・共助による浸水被害の軽減を図ることを目的としている。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土のう：土のう袋に砂を詰め、作製した土のうをいう。

(2) 浸水：河川、水路の雨水が家屋の床下、床上に至ること。

(対象者)

第3条 土のうの支給対象者は、町内会、生産組合、要配慮者、その他、市長が認める者とする。

(対象品目)

第4条 支給の対象品目は、土のうとする。

(支給の制限)

第5条 支給は、原則として、1対象者に対して、土のう 50 袋を上限とする。ただし、大きな浸水被害等が想定される場合は、支給数量について、別途、野々市市と協議して決定する。

(申 請)

第6条 土のうの支給を受けようとする対象者は、土のう支給申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(支給等の決定)

第7条 市長は前条の申請があったときは、支給等の可否を決定し、その結果を土のう支給決定通知書（様式 第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第8条 土のうの支給は、現物支給とし、支給対象者が、野々市市指定の土のう保管場所にて、土のうを受け取り、車への積込み、運搬は各自で行うものとする。

(土のうの維持管理)

第9条 支給対象者は、土のうを支給の目的に反して使用してはならない。
支給を受けた土のうは、緊急時の使用において、支障がないように、また、
周囲への飛散や流出がないように維持管理しなければならない。

(土のうの処分)

第10条 支給を受けた土のうが不要になった場合、または、経年劣化により、
使用が困難な状態の場合にあっては、支給対象者により、処分を行うことと
する。

(その他)

第11条 この要領を定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月21日から施行する。

様式 第1号 (第6条関係)

令和 年 月 日

土のう支給申請書

野々市市長 栗 貴章 あて

団体名
代表者名
代表者住所
代表者の電話番号

野々市市土のう支給要領第6条の規定に基づき、次のとおり、支給を申請
します。

支給希望要件 (いずれかに○印)	・当初 (初めて申請) ・追加 (前回は上限数量に達していない) ・補充 (使用等による) ・その他 (理由)
支給対象品目	土のう
数 量	袋
備 考	

様式 第2号 (第7条関係)

令和 年 月 日

土のう支給決定通知書

町内会
町内会長 様

野々市市長 栗 貴 章
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請のありました、土のうの支給につきまして、次のとおり決定になりましたので、野々市市土のう支給要領第7条の規定により通知します。

支給する品目	土のう
数 量	袋
《注意事項》 1 支給をした土のうは、市で回収及び処分を行いませんので、支給対象者が処分等を行ってください。 2 支給を受けた土のうは、目的に反して使用すること及び第三者に譲渡することは禁じます。 3 支給を受けた土のうは、緊急時の使用において、支障がないように、また、周囲への飛散や流出がないように維持管理してください。 4 災害が発生し、災害現場で大量の土のうの必要が生じた場合には、土のうを市の水防活動用として使用する場合があります。	